

事前点検シート

計画主体名	千葉県木更津市		
計画期間	平成29年度	～	平成32年度
実施期間	平成29年度	～	平成29年度
			総事業費（交付金）
			241,990.2千円（120,000千円）

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	高齢化の進展や担い手不足、荒廃農地の拡大など、農林水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、「道の駅」が有する地域振興機能（農林水産物直売機能・飲食提供機能等）を核として、地産地消の推進等、地域経済循環の促進に向けて、「農林水産物等の販売・加工促進」を目標に設定しており、国の基本方針が掲げる一つの目標、「農林漁業が健全に展開され、これを核として地域の発展が図られることを目指すものとする」に適合するものである。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	適	事業活用活性化計画目標を農林水産物等の販売・加工促進とし、その評価指標の内容は地域産物の販売額増加及び交流人口の増加としている。 「道の駅」が有する地域振興機能（農林水産物直売機能・飲食提供機能等）による地域産物の販売額の増加や当該地区の自然環境及び農業、集落環境を活用したグリーン・ツーリズムや里山セラピー等の情報発信による交流人口の増加など地域経済循環の促進及び地域の発展が図られると期待できることから妥当なものである。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制	適	木更津市の「道の駅」整備については、市の基本計画「きさらび未来活力創造プラン」（計画期間：平成27年度～30年度）、「木更

度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		津市農業振興総合計画」(平成25年3月)、及び「木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成28年3月)にも位置づけられた施策であり、市の上位計画等の整合性は図られている。
<p>活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか</p> <p>活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか</p>	適	<p>活性化計画の柱となる「道の駅」整備に向けては、平成23年度の基本構想策定時から、農業団体、商工・観光団体、行政機関等、様々な関係者の参画による協議を重ね、地域の合意形成を図ってきたところである。その過程において、女性の意見や提案についても広く取り入れつつ、協議を進めている。</p> <p><「道の駅」等交流拠点整備検討協議会(平成23年度)> 農業団体、商工・観光団体、地域代表、行政機関等で構成(委員26名、オブザーバー1名、アドバイザー1名、市8名)※うち女性委員3名</p> <p><道の駅等運営協議会(平成25年度～26年度)> 生産者、農業団体、商工・観光団体、行政機関等で構成(委員14名、アドバイザー1名、オブザーバー2名)※うち女性委員2名</p> <p><木更津市道の駅活性化協議会(平成28年度)> 生産者、農業団体、商工・観光団体等で構成(委員22名)※うち女性委員2名</p>
事業の推進体制は確立されているか	適	<p>受入機能強化施設の運営にあたっては、地元生産者や農業団体、商工・観光団体等の協力を得つつ、経営ノウハウ、ネットワークを有する民間活力を積極的に導入することとしている。</p> <p>なお、事業の推進体制の構築にあたっては、①地域、②運営事業者(指定管理者)、③行政、の3者が緊密な連携のもと推進するため、地域側の窓口となる「木更津市道の駅活性化協議会」を平成28年12月に組織化しており、事業の推進体制は確立されている。</p>
活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	<p>「農林水産物等の販売・加工促進」の目標を達成するために、「道の駅」が有する地域振興施設(農林水産物直売機能・飲食提供機能等)を核として、生産性の向上や安定生産、副次産業化や地域ブランドの確立に向けた取組を推進することとしており、目標と事業内容の整合性は確保されている。</p>
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—	該当なし

るか		
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間は4年とし、初年度となる平成29年度を実施期間とする。 実施期間内に施設整備と合わせて計画達成のための環境を整え、計画期間の4年間で目標を達成する。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	事業費241,990.2千円に対し、交付金要望額は120,000千円であり、交付額算定交付率1/2の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自立若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	新規事業であり、他の助成によって実施中の事業ではない。 また、既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでもない。
土木・建築構造物等の施行に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	適	土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとしている。また、設計・施工等における検査体制は木更津市が対応する。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	適	木造の施設整備にあたっては、建築基準法、建築基準法施行令、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとする。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別紙6に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	交付対象とする施設は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものである。 （建物22年／給排水又は衛生設備及びガス設備15年／浄化槽15

		～30年／空調設備13～15年／電気設備6～15年／インターホーン及び放送用設備6年／電話設備その他の通信機器6～10年等)
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	適	費用対効果分析は、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）に基づき行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	上記により、投資効率=1.13である。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	適	実施主体は木更津市である。また、活性化計画の区域である富来田地区は、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）木更津東インターチェンジを有し、圏央道の整備進展により、東京湾アクアライン（以下「アクアライン」という。）を通じた都心へのアクセス性が飛躍的に向上したとともに、県央・外房地域へのアクセス性も向上したことから、こうした地理的特性を最大限活かし、地域振興の拠点となる「道の駅」を整備することは、実施要綱で定める「活性化計画の区域における農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、地域間交流の拠点となる施設の整備が必要であると認められること」に合致するものである。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	事業の実施主体は木更津市であり、地方自治法第244条第1項の「公の施設」として、設置・管理に関する条例等を整備した上で運用を図る予定としていることから、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用計画が作成されているか、また利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適	当該施設の整備に向けては、整備予定場所に接している一般国道410号の交通量調査の実施（平成26年度）や千葉県観光入込調査結果等、各種データに基づくシミュレーションを実施している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	整備予定場所から直線距離で10km以内に位置する類似施設の集客数や施設形態等を踏まえた整備計画としており、交通量や観光客数、それらのデータに基づく購買力分析等を結果から、十分収支の見込める施設整備計画となっている。

利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	整備予定場所に接している一般国道 410 号の交通量や立ち寄り率、商圈分析や近傍類似施設への集客数等に基づき、施設の利用形態のシミュレーションを実施している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	商圈、観光客数、交通量や購買力等の分析、全国の道の駅の施設規模の検証等を踏まえ、基本設計（平成 24 年度）で取りまとめた施設規模を見直し、スリム化・コンパクト化した施設規模に見直したところである。 また、活性化計画の区域である富来田地区が有する様々な地域資源を活用したグリーン・ツーリズムや里山セラピーの展開等、「道の駅」を拠点とした地域の活性化策についても検討している。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	適	「東京から一番近い田舎」をキーワードに当該地区の自然環境及び農業、集落環境を活用したグリーン・ツーリズムや里山セラピー等の情報発信、副次産業化や地域ブランドの確立等、「道の駅」を拠点に事業者と連携して計画しており、利用計画に具体的に記載されている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	人口減少・高齢化の進展等の構造的な課題が顕在化する中、需要の拡大に向けては、女性のセンスを活かした商品開発や販売、生産管理など、女性が活躍する場づくりが重要である。 そのため、本事業で整備する農林水産物直売機能・飲食提供機能等を中核に、女性の参画を積極的に図ることとしている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	市の基本計画及び中期財政計画に位置づけられた計画額の範囲内での整備を目指しており、標準的な積算基準と比較しても過大な積算とはしていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	平成 23 年度の基本構想及び平成 24 年度の基本設計における施設計画をもとに、平成 25 年度～26 年度の道の駅等運営協議会による協議・検討の過程において、建設・整備コストの低減に努めるべく、施設稼働率を踏まえた計画の見直しを行い、必要最小限の施設計画としている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	附帯施設については、受入機能強化施設としての機能を発揮する上で、必要不可欠な最低限の施設とし、かつ、汎用性の高いものを交付対象としないよう、十分に事前協議を行い精査するものと

			する。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	備品については、受入機能強化施設として必要最小限とし、かつ、汎用性の高いものを交付対象としないよう、十分に事前協議を行い精査するものとする。
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	整備予定場所は、圏央道木更津東インターチェンジに隣接しており、都心からアクアラインを経由して1時間圏内に位置する。 また、一般国道410号に接し、広域幹線道路が結節する利便性を有し、さらには、一般国道410号沿道やその周辺には、ゴルフ場をはじめ、県央・県南地域が有する様々な観光資源が点在し、観光客の集客も見込める。 なお、整備予定場所周辺は、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）」に基づく農用地区域に指定されており、体験農業や農泊の推進など、農業振興の拠点としての可能性を有している。
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	適	施設用地については、公共（国、県、市）が有する用地を使用して整備する。なお、市が所有する以外の用地（国、県）の使用については、了解を頂いている。
	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別紙6に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし
	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか	—	該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）	適	当該事業により整備する施設は、延べ床面積890.57㎡であり、1,500㎡以内である。
	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）	適	当該事業により整備する施設の㎡あたりの単価は、241,990.2千円÷890.57㎡=272千円であり、29万円/㎡以内である。

地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	適	<p>整備予定場所は、豊かな自然環境に恵まれた内陸部に位置するが、東京湾沿岸部には6つの潮干狩り場を有し、また、アサリやハマグリ、ノリなどの海産物にも恵まれているため、これら「海の資源」との有機的な連携を視野に入れた取組を、商工会議所や観光協会等の関係団体を交えて協議を進めている。</p> <p>また、南房総地域には、13の「道の駅」が有り、これら「道の駅」のネットワークを活用した観光面・防災面での広域的な連携も期待できる。</p>
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	適	<p>活性化区域は、ブルーベリーの市域内最大産地として、観光農園整備による交流拡大や加工品開発などの副次産業化に向けた取組も一部に見受けられる。</p> <p>当該事業は、こうした動きを強く後押しするための拠点施設として整備するものであり、生産者の販売力強化・ブランド化等に資する施設である。</p>
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	適	<p>直売所等の受入機能強化施設をはじめ、「道の駅」の運営にあたっては、民間活力の導入（指定管理者）を予定しているが、「地域振興・地域貢献」を重視した運営事業者を選定しており、年間を通しての運営をはじめ、農業振興、観光・交流の促進による活性化の拠点施設として、継続的な雇用と所得を生み出す施設である。</p>
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	適	<p>当事業により整備する受入機能強化施設（直売所等）では、米や野菜等の販売だけでなく、加工品・特産品開発等の6次産業化に向けた取組も積極的に誘導するものである。</p> <p>6次産業化の公的補助制度の活用も視野に入れつつ、需要拡大に向けて女性のセンスを活かした商品開発や販売、生産管理など、女性が活躍する場づくりを目指すものである。</p>
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	<p>事業主体は木更津市であり、本交付金以外の財源は、適正な財政運営のもとで、市が別途予算措置を行うものである。</p> <p>なお、当該事業については、将来にわたり健全な財政運営を堅持するため、中期的な収支見通しを示した「木更津市中期財政計画」（平成27年度～30年度）において位置づけられた事業である。</p>

入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	本交付金を活用して整備する「道の駅」については、長期間にわたり効率的・効果的なサービスを提供するために、事業者が有する能力、ノウハウが最大限活かされる施設であることから、事業手法については、DBO方式（包括委託）を採用し、競争性を確保するため公募型プロポーザル方式により事業者を選定している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	本施設は、「公の施設」として、平成29年3月市議会定例会に設置・管理に関する条例（案）を上程しており、適正に管理・運営を行う。また、基本計画及び中期財政計画において、適正な維持・管理経費を位置づけるとともに、必要に応じて計画の見直しを図ることとする。 合わせて、市が策定した「公共施設等総合管理計画」の中で、計画的かつ適切な管理・更新を行うものとする。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	地区内の直売所や類似施設の実績、「道の駅等運営協議会（※）」での協議等を踏まえ、本施設の収入と維持管理・運営に係る経費を推計した事業収支計画を平成26年度に策定している。 本推計結果において、収支の均衡は取れており、また、経営診断により適正であると判断されている。 ※「道の駅等運営協議会」＝農業生産法人・生産者、商工会議所・商工会、観光協会、観光団体、関係行政機関等で構成。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	適	他の事業への重複申請はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	適	木更津市は、アクアラインをはじめとする高規格幹線道路が結節しており、こうした地理的特性を最大限活かし、農業振興や観光振興等、地域の活性化に貢献する広域的な交流拠点整備を目的としたところであり、生産振興を主たる目的とする施設ではない。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	適	交付対象となる施設ではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。